

第 74 回国民体育大会高萩市医療救護要項

1 目的

この要項は、第 74 回国民体育大会高萩市医事衛生基本計画に基づき、第 74 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会と相互の連携を図るとともに、関係機関・関係団体の協力を得て、救護本部及び各競技会場に救護所を設置し、応急処置及び必要に応じた医療機関への搬送等の医療救護体制を整える。

3 実施業務

(1) 救護本部の設置

大会における医療救護を統括する救護本部を設置する。

(2) 競技会場における医療救護

救護所を設置し、救護係を配置する。救護係は、必要に応じて医師、看護師、保健師、競技会係員等により編成する。また、救護所には医薬品、医療器具（AEDを含む。）その他必要な物品を配備して、適正な処置を行う。

(3) 練習会場における医療救護

関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて競技会場における医療救護に準じて、対応する。

(4) 宿泊施設における医療救護

大会に参加する選手・監督、役員等が宿泊施設で発病・負傷した場合には、宿泊施設の管理者、監督及び引率責任者は速やかに最寄りの医療機関と連絡をとり、その指示を受けるとともに必要に応じて医療機関へ搬送する。

4 医療費の負担

救護所及び救急自動車の利用に要した経費を除き、医療費は全て受療者の負担とする。

5 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は別に定める。